

議案第128号

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第32条の5第2号中「第46条」の次に「若しくは第46条の2」を加える。

第46条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動火災報知設備に関する基準）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第46条の2 次に掲げる小規模特定用途複合防火対象物に設ける自動火災報知設備については、省令第23条第4項第1号への規定は適用せず、省令第24条中「その部分（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「その部分」と、「その階（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「その階」とする。

- (1) 延べ面積が300平方メートル以上で、かつ、政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積（当該用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあっては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防

火対象物の用途に供される部分の床面積の合計)が250平方メートル以上500平方メートル未満のもの(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)

ア 政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ及び(6)項ロに掲げる防火対象物

イ 政令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

第48条の2中「及び第46条第1項第2号」を「、第46条第1項第2号及び第46条の2」に改める。

第2条 川崎市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第46条の2第1号ア中「及び(6)項ロ」を「並びに(6)項イ(1)から(3)まで及びロ」に改め、同号イ中「政令別表第1(6)項イ及びハ」を「政令別表第1(6)項ハ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

消防法施行規則の一部改正により自動火災報知設備の技術上の基準が改められたことに伴い、一定規模以上の小規模特定用途複合防火対象物について、引き続き自動火災報知設備の感知器等を設置し、及び維持しなければならないとすること等のため、この条例を制定するものである。